

令和 8 年度 第 1 回 長野市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時	令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時
会 場	ふれあい福祉センター 5 階ホール
出 席 者	委員 17 名（欠席者 4 名） 出席 古澤委員、大平委員、山本金一委員、立山委員、北畠委員、 佐藤梨枝子委員、村山委員、佐藤悦郎委員、濱田委員、伊藤委員、 山本正博委員、清水委員、小池委員、藤橋委員、西島委員、 大日方委員、前田委員 欠席 原田委員、中澤委員、加藤委員、西委員 事務局 12 名 丸山保健福祉部長、相澤医療連携推進課長、 児玉国保・高齢者医療課長 他 （傍聴者 なし）
次 第	1 開 会 2 挨拶 3 委嘱書の交付（机上配布） 4 委員紹介 5 議 事 （1）議事録署名人の指名 （2）令和 7 年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算概要 ア 概要 イ 収納状況 ウ 保険給付費の状況 エ 第二期財政健全化計画の取組状況 オ 第 3 期データヘルス計画保健事業の実施状況 （3）令和 7 年度国民健康保険特別会計（直診勘定）の決算概要 （4）子ども・子育て支援金制度について （5）国民健康保険制度改正について （6）令和 8 年度の会議活動予定 6 閉 会
議 事	（1）議事録署名人の指名 会長から佐藤梨枝子委員が指名された。 （2）令和 7 年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の決算概要 ア 概要 資料 1 イ 収納状況 資料 2 ウ 保険給付費の状況 資料 3 エ 第二期財政健全化計画の取組状況 資料 4 オ 第 3 期データヘルス計画保健事業の実施状況 資料 5

	事務局が資料 1 から資料 5 に沿って説明した。 【質疑応答】 <委員> 資料 4 の収納対策について、国民健康保険料の収納率が昨年より上がっていると説明を受けた。収納向上対策として 4 点挙げているが、資力のある滞納者に係る預貯金等の差押の実施について、資力のある滞納者の基準はどれくらいなのか、十分な資力があるのにも関わらず納付しない理由は何か。 また、県地方税滞納整理機構へ移管する基準は何か。 <国保・高齢者医療課> 国民健康保険料は国税徴収法の給与差押禁止額、(本人約 107,000 円、世帯員一人当たり約 47,000 円)を参考に実施している。一定の収入があるのに納付いただけない理由のほとんどは、住宅ローンの返済など他の支払いを優先して国民健康保険料の納付を後回しにしているというもの。 また、県地方税滞納整理機構への移管は、概ね 100 万円以上の国民健康保険料滞納案件のうち、一定の収入があるにもかかわらず納付がなく、調査しても財産がつかめない徴収困難な案件を移管している。 <委員> 人間ドック費用の助成 15,000 円について、特定健診と同等と思われる検査費用を市で補助していると昨年事務局の回答があったと思うが、認識があっているか確認したい。 また、後期高齢者医療に移行したときに人間ドックの助成が 15,000 円から 7,500 円に減額するが、後期高齢者の特定健診の検査項目が減るからなのか。 <国保・高齢者医療課> 人間ドック費用の助成 15,000 円については、人間ドックと特定健診の基本的な検査項目に加えて、がん検診などの精密な機器を使い費用が高額であるため、その費用の一部を考慮し補助している。 また、後期高齢者医療に移行した方の人間ドック助成金は国民健康保険の人間ドックよりも検査項目が減ることと、保険者が後期高齢者広域連合のため、国の健診に関する補助金額の基準額に基づき基本健診に近い金額で 7,500 円を補助している。 <委員> 資料 4-2 のジェネリック薬品利用の推進について、令和 7 年度のジェネリック薬品利用率は 90.5%と高い。通院や処方箋を持って薬局に行った時、医師や薬剤師からジェネリック薬品の説明をしていただける。残り 1 割がジェネリック薬品を使用しないのは何かやむを得ない理由があるのではないか。市はどのように分析しているのか。 <国保・高齢者医療課> 確かにジェネリック薬品利用率は非常に高く、医療機関や薬局でもジェネリ
--	---

	ック薬品の案内をしていただいている。詳しい分析は本日持ち合わせてないが、後発品（ジェネリック薬品）の成分は同じだがまれに効能が違う表記がある。今回ジェネリックの通知を送るにあたり審査機関から情報をいただくが病気によっては切り替えることができないものもあるようだ。詳しいことは今後分析を行っていきたい。 ＜委員＞ 現在ジェネリック薬品の利用率が 90.5%で、残り 1 割の方はやむを得ない理由でジェネリック薬品を使えないのであれば、ジェネリック（後発）医薬品差額通知を送る意味があるのか。国からの指示があるから送付しているという感じで、費用対効果があるのか疑問。 また、同じような通知で医療費通知がある。医者にかかった人全てに通知が届くが、通知を送ったからどういう効果があったのか、通知を送ることで医療費削減の効果があるのか、市で分析した上で通知を送っていただきたい。 (3) 令和 7 年度国民健康保険特別会計（直診勘定）の決算概要 資料 6 事務局が資料 6 に沿って説明した。 【質疑応答】なし (4) 子ども・子育て支援金制度について 資料 7 事務局が資料 7 に沿って説明した。 【質疑応答】なし (5) 国民健康保険制度改正について 資料 8 事務局が資料 8 に沿って説明した。 【質疑応答】なし (6) 令和 8 年度の会議活動予定 資料 9 事務局が資料 9 に沿って説明した。 【質疑応答】なし
--	--